

不在者投票事務の留意事項

千葉県選挙管理委員会ホームページにて、不在者投票に関する説明動画を配信しますので御参照ください。



URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/senkan/chiba-senkyo/r7sannin/r7sannin-fuzaisha.html>

1 不在者投票の期間について

不在者投票ができる期間は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までです。選挙期日の公示日当日には投票できませんので御注意ください。

※その他実施される市町村選挙につきましては、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

2 第27回参議院議員通常選挙について

(1) 投票用紙等の請求の方法について

① 投票用紙等は、必ず選挙人が選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会（千葉市においては区の選挙管理委員会）に請求すること。

※県選挙管理委員会に請求しないこと。

② 投票用紙等の請求に当たっては、不在者投票事由確認書（黄色地のA4版の用紙に黒色のインクで印刷）に選挙人の氏名、生年月日、住所、不在者投票事由の有無及び施設の名称（ゴム印で可）を記入（選挙人1人につき1枚使用する）し、投票用紙等交付請求書に添付すること。

③ ②の請求書を送付する前に、各指定施設の不在者投票者名簿を作成しておくこと。（手書き又はエクセル等電子データでの作成でも可）

④ **令和3年10月以降、郵便法の改正により普通扱いの郵便物の配達期間が変更となっていることに留意し、投票用紙等を市区町村選挙管理委員会に請求・送致する際には余裕を持って事務を進めること。（別紙参照）**

※投票の済んだ投票用紙等を市区町村へ送致する際には、土日祝も配達される「レターパックプラス」若しくは「レターパックライト」を活用する、又は市区町村選挙管理委員会へ直接持参するなどして、送致の遅れによる無効票が発生しないよう十分留意すること。

(2) 不在者投票について

- ① 投票用紙等の取扱いに当たっては、盗難、紛失、汚損等が絶対に生じることのないよう厳重かつ適正な保管・管理体制を講ずること。
- ② 不在者投票日までの間に選挙人が投票用紙等を紛失したり、汚損したりする恐れがあるなど、選挙人における保管が困難であると判断される場合においては、選挙人の了解を得て不在者投票日まで不在者投票管理者において投票用紙等を保管することができる。この場合は、鍵のかかる金庫等に入れて厳重に保管すること。
- ③ 選挙区選挙と比例代表選挙の2種類の投票を行うこととなるため、それぞれの用紙等の色の確認や、投票用紙等に記載されている用紙の種類 of 文言も必ず確認の上、交付することとし、交付誤りのないよう十分留意すること。

なお、投票用紙、投票用外封筒及び同内封筒の交付に当たっては、以下の順序により行うこと。

<投票用紙等の交付の順序>

ア 参議院千葉県選出議員選挙の分を交付

「参議院千葉県選出議員選挙は候補者名を記載すること。」と口頭で伝える。

イ 参議院比例代表選出議員選挙の分を交付

「参議院比例代表選出議員選挙は政党等が届け出た名簿に記載された候補者の氏名又は政党等の名称・略称のいずれかを記載すること。」と口頭で伝える。

<投票用紙、外封筒、内封筒の色、文字の色>

	用紙の色			文字の色
	投票用紙	投票用外封筒	投票用内封筒	共通
選挙区	クリーム色	黄色	黄色	黒
比例代表	白色	シルバー	シルバー	赤

- ④ 投票用外封筒の表面の投票者欄には、必ず投票者の氏名を自署させること。
ただし、代理投票の場合には、上記の例外として代理記載人に投票者の氏名を記載させること。
- ⑤ 投票記載所には、候補者の氏名、政党等の名称等を記載したポスター、新聞等の文書を掲示しないこと。
ただし、投票者から候補者の氏名を教えてもらいたい旨、要望されたときには、「何月何日付けの〇〇新聞ではこうなっています。」と言ってすべての候補者が公平に掲載されている新聞等を見せることは差し支えない。

- ⑥ 投票記載所には、不在者投票管理者（又はその補助者）と不在者投票立会人の最低2名（代理投票の場合は代理投票の補助者2名を含め4名）が常時在席すること。また、やむを得ず、途中で交代する場合は適切に事務を引き継ぐこと。
- ⑦ 不在者投票立会人は1人で差し支えないが、立会人は不在者投票管理者又はその補助者と兼ねることはできず、また、代理投票における投票を補助する者と兼ねることもできない。なお、投票用外封筒の立会人署名欄には、必ず立会人が自署すること。

(3) 投票用紙等の送致について

投票の済んだ投票用紙等は、投票用紙を請求した市区町村（千葉市においては区）の選挙管理委員会に送致すること。

なお、送致が遅れ無効票となる事態を防ぐため、遅くとも送致期限（投票日）前日には市区町村選挙管理委員会に届くようにすること。

※県選挙管理委員会に送致しないこと。

(4) 投票用紙等の返還について

- ① 選挙人から依頼を受け、投票用紙等を代理請求して受領したが、当該選挙人が投票用紙等を不在者投票管理者から受領する前に退院してしまった場合は、直ちに交付を受けた市区町村選挙管理委員会に連絡した上で、経緯を詳細に記載した書面を添えて、投票用紙及び投票用封筒を至急、市区町村の選挙管理委員会へ返還すること。

また、選挙人から依頼を受け、投票用紙及び投票用封筒を代理請求したものの、当該請求人が何らかの理由で不在者投票をしない場合や、不在者投票のできる期間中施設内において不在者投票をする意思がなくなった旨、文書による申出があったような場合は、施設での不在者投票ができなくなる旨を選挙人によく説明した上で、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた市区町村の選挙管理委員会へ返還すること。

- ② 投票用紙及び投票用封筒を市区町村選挙管理委員会に返還すると、選挙期日の当日、当該選挙人は指定された投票所で通常どおり投票することができるが、返還されないと投票所へ行っても投票することができないため、速やかに投票用紙等を返還すること。

(5) 経費の請求について

第27回参議院議員通常選挙（以下「参議院選挙」という。）と同日、又は一部期間を重複してその他市町村選挙が行われる場合、経費の請求に当たり、次の点に御注意ください。

- ① 参議院選挙のみ投票した場合又は参議院選挙と市町村選挙の投票を一緒に行った場合
- ア 経費の請求書はそのまま使用し千葉県宛てに請求すること。
(この場合、不在者投票に関する経費については、2つ以上の選挙を通じて一人当たり1,236円となります。)
- イ 経費の請求書は、必ず選挙期日後15日以内に千葉県総務部市町村課行政班調整担当(県選挙管理委員会)宛てに送付すること。
※市区町村の選挙管理委員会には送付しないこと。
- ウ 千葉県内の病院・施設等に係る不在者投票事務の経費の請求は、すべて千葉県宛てに請求すること。例えば千葉県内の病院・施設等において千葉県外の選挙人が不在者投票を行った場合であっても、この者に係る経費の請求は千葉県宛てに行うこと。
- ② 参議院選挙に係る投票を行わず市町村選挙のみ投票した場合
- ア 経費は市町村宛てに請求すること。
- イ 経費の請求書は、市町村選挙管理委員会宛てに送付すること。
- ウ 市町村において請求書の様式を定めている場合には、その様式に従うこと。
- ③ 経費の請求に当たっては、以下の事項を必ず確認すること。

<経費の請求についての注意事項>

- 1 請求書の不在者投票管理者名欄には、施設長、病院長等の役職名及び氏名を記入していること。(代理人(事務局長など)の氏名等を記入していないこと。)
- 2 不在者投票管理者と口座名義人が異なる場合(不在者投票管理者は病院長で口座名義人は理事長の場合など)は、請求書の委任状の欄を記入していること。
- 3 口座名や口座番号等を誤りなく記入していること。
- 4 ふりがな欄をもれなく記入していること。
- 5 以下の書類を必ず添付していること。
 - (1) **不在者投票に要した経費**
 - ア 不在者投票者名簿
※不在者投票者名簿に投票しなかった者が記載されている場合は、その者の氏名等を二重線で抹消し、不在者投票管理者(病院長、施設長等)の訂正印を押すこと。
 - (2) **外部立会人に要した経費**
 - ア 不在者投票立会い実績報告書
 - イ 市区町村選挙管理委員会が選定した外部立会人であることを証する書類
 - ウ 施設から外部立会人に支払いが行われたことを証する書類(領収書の写し等)
- 6 今回の選挙から経費の額が改正されたことに伴い、必ず新しい請求書様式により請求すること。
- 7 請求期限を厳守すること。

3 市町村の議会の議員及び長の選挙に関する請求について

(1) 投票用紙等の請求について

当該市町村において投票用紙等交付請求書の様式を別途定めている場合には、当該市町村の様式に従うこと。

当該市町村において特に様式が定められていない場合は、別添の投票用紙等交付請求書の選挙名を線で消した上で、当該市町村の選挙の執行期日と選挙名を記入し、当該市町村選挙管理委員会から取り寄せた不在者投票事由確認書（時間的な余裕がない場合は、今回参議院選挙用として配付した不在者投票事由確認書の「選挙の種類」欄を訂正して使用しても差し支えない。）を添付して当該市町村選挙管理委員会に請求すること。

なお、参議院選挙の投票用紙等と同時に請求する場合には、それぞれの記載の例にならない、必要な市町村の選挙名を下に書き加え、請求すること。

(2) 不在者投票に要した経費の請求について

経費の請求先は当該選挙に係る市町村の長とし、当該市町村の選挙管理委員会宛て送付すること。（複数の市町村の選挙の不在者投票を行った場合は、当該選挙を管理する市町村ごとに請求し、県選挙管理委員会へは請求しないこと。）

当該市町村において請求書の様式を定めている場合には、当該市町村の様式に従うこと。当該市町村において特に様式が定められていない場合、別添の請求書に必要事項を記入して使用しても差し支えない。

なお、参議院選挙と市町村の選挙を一緒に行った場合は、千葉県総務部市町村課行政班調整担当（県選挙管理委員会）宛てに請求書等を送付すること。

(3) 外部立会人に要した経費の請求について

請求額の算出方法及び請求方法については、当該市町村へ確認すること。なお、複数の市町村の不在者投票を行った場合は、請求額を当該選挙を管理する市町村ごとに按分する場合があるので、あわせて当該市町村へ確認すること。

当該市町村において請求書の様式を定めている場合には、当該市町村の様式に従うこと。当該市町村において特に様式が定められていない場合、別添の請求書に必要事項を記入して使用しても差し支えない。

4 その他

その他不在者投票事務に関し、不明な点などある場合は、県選挙管理委員会又は市区町村選挙管理委員会へ問い合わせること。

2021年10月以降の選挙運動用通常葉書等の取扱いについてのご協力のお願い

【ご協力をお願い】

- 配達頻度の緩和等を内容とする改正法の施行に伴い、2021年10月以降、通常葉書等に関するサービスを見直します。
- 普通扱いとする郵便物について、土曜日配達を休止する等、取扱いを変更しますので、これを踏まえた早期差出しへのご協力をお願いいたします。

1 選挙運動用通常葉書の取扱いについて

- 通常葉書など普通扱いとする郵便物について、金曜日までにお届けするためには、原則として水曜日(おおむね17時。時刻は郵便局ごとに異なります。)までに差し出していただく必要があります。それ以降は翌週の配達となります(現在の翌々配地域宛の場合は火曜日(おおむね17時)まで)。

＜見直し後の普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ：翌配地域の場合＞

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日 差出し	差出し	⇒ (お届け日数繰下げ)	配達	-	-	-
木曜日 差出し	-	差出し	⇒ (お届け日数繰下げ)	⇒ (土曜日の休配)	⇒ (日曜日の休配)	配達
金曜日 差出し	-	-	差出し	⇒ (土曜日の休配)	⇒ (日曜日の休配)	配達

- 選挙運動用通常葉書についても、今回のサービスの見直しの影響を受けますが、改正法の附帯決議等を踏まえて、「投票日前日の土曜日配達」、「これまで選挙運動期間に間に合っていたものの引き続きの配達」に対応するため、次のとおり取り扱います。
選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様には、早期差出しへのご協力を依頼いたしますので、貴委員会においても周知等のご協力をお願いいたします。

＜見直し後の選挙運動用通常葉書の取扱いイメージ：翌配地域の場合＞

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日 差出し	差出し	⇒	金曜日までに配達	-		-
木曜日 差出し	-	差出し	⇒	土曜日までに配達	投票日	-
金曜日 差出し	-	-	差出し	配達		-

※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。

※ 選挙運動用通常葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱いますが、差出しのタイミングや通数によっては差出し日の翌日(配達予定日の前日)の配達となる場合があります。

2 投票所入場券在中郵便物等の取扱いについて

- 投票所入場券在中郵便物、不在者投票在中郵便物及び在外投票在中郵便物について、普通扱いとするとする郵便物として差し出された場合、サービス見直しの対象となり、その影響を受けます。
- 前述の選挙運動用通常葉書のように特別な対応は実施しませんので、普通扱いで差し出される場合は余裕を持った差出しをお願いいたします。

《ご協力をお願い》

- ・ 投票所入場券在中郵便物
 - ⇒ 引き続き、早期差出しにご協力をお願いいたします。
- ・ 不在者投票在中郵便物
 - ⇒ 投票日までに貴委員会に配達できるように、また、重要性及び授受を明確にする必要性を考慮し、引き続き、書留での差出しにご協力をお願いいたします。
 - ※ 書留をご利用いただけない場合、「レターパックプラス」又は「レターパックライト」のご利用をお願いいたしますが、この場合、品名欄に具体的な品名が記載されていない場合は、航空機への搭載ができませんので、具体的な品名を記載するよう、投票者様に説明をお願いいたします。
 - ※ 不在者投票に関して、選挙人や指定施設の管理者等に、速やかに投票用紙等を請求するように周知をお願いいたします。
 - また、普通扱いでは間に合わないおそれがあるので、指定施設に対して、投票用紙等の送付には速達は「レターパックプラス」若しくは「レターパックライト」を用いるように周知をお願いいたします。
- ・ 在外投票在中郵便物
 - ⇒ 郵便等投票について、投票日までに選挙管理委員会様に配達を行うことが出来るように、EMS などお住まいの国（地域）における郵便サービスのうち、迅速性及び確実性の観点から最も適切なサービスを利用するよう、在外選挙人に周知をお願いいたします。
 - ※ 在外選挙人への投票用紙等の送付に際しては、EMS のご利用について、引き続き、ご協力をお願いいたします。

《参考》

- おおむね 17 時までの差出し（翌配地域の場合）

引受日	配達曜日		見直し後
	現在	見直し後	
月曜日	火曜日	水曜日	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日	金曜日
木曜日	金曜日	月曜日	月曜日
金曜日	土曜日	月曜日(※)	月曜日(※)
土曜日	月曜日	火曜日	火曜日
日曜日	月曜日	火曜日(※)	火曜日(※)



- おおむね 17 時までの差出し（翌々配地域の場合）

引受日	配達曜日		見直し後
	現在	見直し後	
月曜日	水曜日	木曜日	木曜日
火曜日	木曜日	金曜日	金曜日
水曜日	金曜日	月曜日	月曜日
木曜日	土曜日	月曜日(※)	月曜日(※)
金曜日	月曜日	火曜日	火曜日
土曜日	月曜日	火曜日(※)	火曜日(※)
日曜日	火曜日	水曜日	水曜日



※ 2021 年 10 月から繰り下げます。その他の曜日は 2022 年 1 月以降、段階的に繰り下げます。

